

## ■建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画（素案）に対する関係団体等からの御意見

提出者	箇所	御意見	道の考え方
北海道鉄筋業 協同組合	P4 第1-1	基本的な方針に「冬期施工に係わる養生経費の記述」を追記	意見の趣旨を踏まえ修正  そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、 <b>積雪寒冷地である本道の施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。</b>
全国仮設安全事業 協同組合	P5 第2-1-(1)	「安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等」について、次の文言を追記  ・安全衛生経費が下請人まで確実に支払われる施策を構築するため、現在、国交省において開催されている「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」の検討状況を踏まえ、安全衛生経費の適切かつ明確な積算等がなされているかについて必要な見直しをする。	修正なし  施策の実施については、「国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う」と記載しているため。
全国仮設安全事業 協同組合	P10 第3-2-(1)	「労働安全衛生法令の遵守徹底等」について、次の文言を追記  ・建設業の墜落・転落災害の防止対策の一層充実強化していくため、現在、厚労省において開催されている「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」の検討状況を踏まえ、足場等からの墜落・転落防止対策（「より安全な措置」等を含む）のあり方等の検討状況を踏まえ、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化を図るため必要な見直しをする。	意見の趣旨を踏まえ修正  足場からの墜落・転落災害の防止については、国の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている労働安全衛生規則に合わせて実施することが望ましい「より安全な措置」等の周知を図るなど、関係機関や建設業者団体と連携し、その普及促進に努めるとともに、 <b>国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。</b>
全国仮設安全事業 協同組合	P11 第3-2-(2)	「墜落・転落災害防止対策の充実強化」について次の文言を追記  ・道及び管下市町村の発注工事については、厚労省の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に規定する「より安全な措置」等を必ず仕様書に規定することにより、建設職人基本法及び基本計画の目指す実効ある措置の実現を率先して実行する。	御意見の趣旨を踏まえ、趣旨を明らかにするため修正  公共工事のみならず全ての建設工事について、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが重要であることから、 <b>国において検討・実施される施策などを踏まえた取組を行う。</b>